

## XI 地域環境・地球環境

### (1) 率先行動

#### ア 蒲郡市地球温暖化対策推進本部設置要綱

##### (設置)

第1条 2050年ゼロカーボンシティの実現に向けて、庁内各部局の連携のもとに、蒲郡市の地球温暖化対策推進に関する施策を総合的かつ一体的に推進するため、蒲郡市地球温暖化対策推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

##### (所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 地球温暖化対策における統括的事項に関すること。
- (2) 地球温暖化による気候変動の影響の回避を目的とする適応策に関すること。
- (3) その他地球温暖化対策の推進に関すること。

##### (組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

2 本部長は、会務を総理し、本部を代表する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、本部長があらかじめ指定した副本部長がその職務を代理する。

##### (会議)

第4条 本部の会議は、必要に応じ本部長が招集し、本部長が議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、特定の本部員による会議を開催することができる。

3 本部長は、必要があると認めるときは、有識者等を会議に出席させ、意見を求めることができる。

##### (作業部会)

第5条 第2条に規定する所掌事務に関する具体的な調査、研究及び検討を行うため、本部に作業部会を置くことができる。

2 作業部会の構成員は調査、研究及び検討を行う事項に応じて、環境清掃課長が適宜選出する。

##### (庶務)

第6条 本部の庶務は、市民生活部環境清掃課ゼロカーボンシティ推進室において処理する。

##### (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部会の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年3月15日から施行する。  
(蒲郡市環境にやさしいまちづくり推進会議設置要綱の廃止)
- 2 蒲郡市環境にやさしいまちづくり推進会議設置要綱（平成10年7月10日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）（本部）

本部長	市長
副本部長	副市長
	教育長
本部員	危機管理監
	企画部長
	企画調整監
	総務部長
	市民生活部長
	こども健康部長
	健康推進監
	福祉部長
	産業振興部長
	産業推進監
	建設部長
	都市開発部長
	市民病院事務局長
	上下水道部長
	ボートレース事業部長
	消防長
議会事務局長	
教育部長	

## 1 行動指針策定の趣旨

今日の環境問題は、従来の工場や事業所を発生源とする産業起因型から、生活排水による河川等の汚染、自動車排出ガスによる大気汚染といった生活起因型へ、さらに地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨等の地球環境問題へと変貌してきました。これらの問題を解決するには、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動や生活様式の在り方を見直し、自主的かつ積極的に省資源化、省エネルギー化、リサイクル化等環境への負荷の低減に向けての行動を推進し、社会経済活動や生活様式を循環型にしていくことが必要です。

我が国においては、平成11年4月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）が施行され、地方公共団体にも温対法第21条第1項において自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画となる「地方公共団体実行計画」の策定が義務付けられています。

本市においては、平成12年3月に「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、その後、平成16年12月に第2次、平成22年2月に第3次、平成27年3月に第4次、平成31年4月に第5次、令和6年3月に第6次の策定を行い、温室効果ガスの削減に取り組んでまいりました。

この計画に沿って、市役所全ての職場が共通の認識のもと、自ら環境にやさしい製品の購入、廃棄物の削減、省エネ等の環境の保全に配慮した行動を率先して取り組むため、「蒲郡市役所における環境保全のための行動指針」（以下「行動指針」という。）を定め、実行しようとするものです。

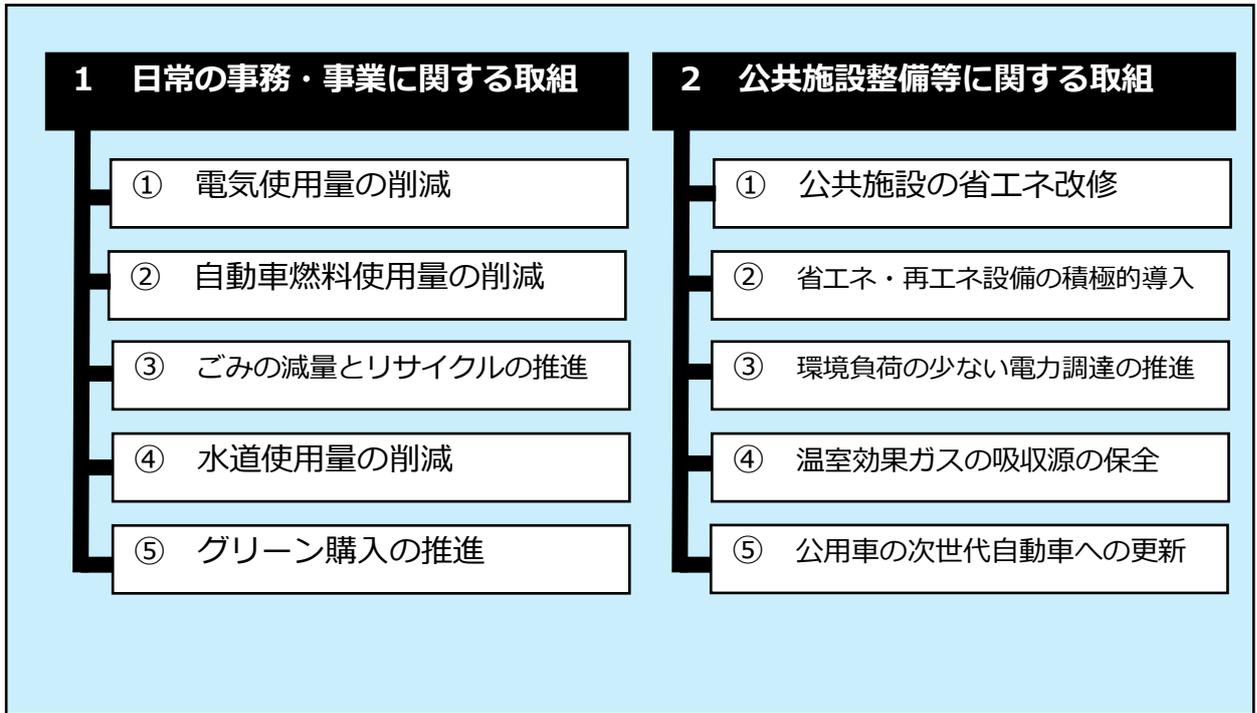
## 2 行動指針の対象事務及び事業

本行動指針は、蒲郡市役所のすべての職場（学校を含む。）において実施する事務事業を対象とします。また、指定管理者制度等により管理運営を行っている施設についても、原則として対象とし、地球温暖化防止対策のための取組として協力をお願いしてまいります。

### 3 事務事業における取組の全体像

本行動指針による取組の全体像として、「日常の事務・事業に関する取組」と「公共施設整備等に関する取組」の2つに大別し、次のとおり整理しました。

【取組の全体像】



## 4 日常の事務・事業に関する取組

温室効果ガス排出量の削減に向けて、蒲郡市（全職員、全課・施設）が事務及び事業を実施するに当たり、率先して取り組むべき具体的な取組内容を以下に示します。

### ① 電気・燃料使用量の削減

#### 空調使用の節減

##### 《職員共通の取組》

- ・服装等を自ら工夫し温度調整をする。（クールビズ・ウォームビズ）
- ・冷房時はブラインド等で遮光し、暖房時は自然光を取り入れ、空調の負荷を軽減する。
- ・会議室等の冷暖房は、会議等の開始時刻から使用する。

##### 《施設管理者等の取組》

- ・空調機器使用時の室温は夏季28℃、冬季20℃に徹底する。
- ・空調機器のフィルターの清掃等、保守管理を徹底する。
- ・空調機器等の更新時には、省エネタイプの機器を積極的に導入する。

#### 照明使用の節減

##### 《職員共通の取組》

- ・休み時間等、窓口業務に支障のない範囲で照明を消灯する。
- ・事務室等で部分的に消灯できる箇所について、事務に支障のない範囲で消灯する。
- ・会議室、トイレ、給湯室等は使用時のみ点灯する。
- ・時間外勤務の際には、廊下など不必要な照明を消灯する。

##### 《施設管理者等の取組》

- ・消費電力の少ない照明器具（LED照明等）の導入を図る。
- ・人感センサー付き照明等の導入を図る。

#### その他の電気機器等の適正管理

##### 《職員共通の取組》

- ・パソコンは省電力機能を活用し、長時間使用しないときは主電源を切る。
- ・退庁時は、不要なプラグをコンセントから抜き、待機電力を削減する。
- ・事務室で冷蔵庫、電気ストーブ、電気スタンドなど不要な電化製品を使用しない。
- ・可能な限りエレベーターを使用せず、階段を利用する。

	<p>《施設管理者等の取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機器等の更新時には、省エネタイプの機器を積極的に導入する。 (例：タップの更新時には、省エネタップを積極的に導入する。)</li> </ul>
<b>ノー残業デーの徹底・残業の抑制</b>	
	<p>《職員共通の取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎週水曜日をノー残業デーとし、徹底する。</li> <li>・ 効率的・計画的な事務処理に努め、夜間の残業の削減を図る。</li> </ul>

## ② 自動車燃料使用量の削減

<b>公用車の適正な利用</b>	
	<p>《職員共通の取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 近くの現場に出向く際は、車を使用せず徒歩や自転車を利用する。</li> <li>・ 相乗りや効率的なルート設定に努める。</li> <li>・ エコドライブを心がけ、法定速度を遵守し、急発進、急停止をしない。</li> <li>・ 過度のエアコンの利用は控える。</li> <li>・ 駐停車の際にはアイドリングストップを励行する。</li> <li>・ 車内を常に整理整頓し、不要なものは積載しない。</li> </ul>
	<p>《公用車管理者等の取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公用車の入れ替え時には、電気自動車等を積極的に導入する。</li> <li>・ 走行距離の多い所属には、燃費効率の良い公用車の配置に努める。</li> <li>・ タイヤの空気圧など点検し、定期的に整備を行う。</li> <li>・ 毎月の燃料消費量や走行距離を記録し、適正運行に活用する。</li> </ul>
<b>マイカーの適正な利用</b>	
	<p>《職員共通の取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎月第1水曜日のエコ・モビリティ・ライフを徹底する。</li> <li>・ 通勤には可能な限り公共交通機関を利用する。</li> <li>・ 職員間で自動車相乗りを励行する。</li> <li>・ マイカー購入の際には、できるだけ低燃費車・低公害車を選択する。</li> </ul>

## ③ ごみの減量とリサイクルの推進

<b>コピー用紙の節約</b>	
	<p>《職員共通の取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コピー用紙は両面使用を原則とし、縮小機能等を利用して枚数削減に努める。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印刷する際は、プレビュー画面での確認を徹底し、ミスプリントを防ぐ。</li> <li>・会議資料等の必要部数をあらかじめ正確に把握し、無駄な印刷をしない。</li> <li>・支障のないものは使用済みの用紙の裏面を利用する。</li> <li>・庁内LAN、電子メールの利用により、紙の使用を抑制する。</li> <li>・会議資料等は、プロジェクター等OA機器の利用により削減する。</li> <li>・書類の保存は紙に印刷せず、PDF等を活用しデータで保存する。</li> </ul>
	<p>《施設管理者等の取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書類の様式は、市民がインターネットで取得できるように整備する。</li> <li>・電子申請が可能なものは電子申請に切り替える。</li> </ul>

### その他の用紙の節約

	<p>《職員共通の取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・チラシ等配布物は、周知方法（全戸配布、回覧、広報への掲載等）を精査する。</li> <li>・チラシ、案内類は残部を把握し、必要最小限の印刷に努める。</li> <li>・年度等の表示を避け、次年度以降も使用可能な設計に努める。</li> <li>・ミスコピー用紙は機密文書を除き、裏面使用やメモ用紙等に利用する。</li> <li>・封筒は可能な限り再利用する。</li> <li>・ファイルやフォルダーは背表紙を張り替え、繰り返し使用する。</li> </ul>
--	--

### ごみの分別とリサイクルによるごみ排出量の抑制

	<p>《職員共通の取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ出し便利帳（市役所事務室版）を遵守し、ごみの分別に努める。</li> <li>・機密文書以外はシュレッダーを使用せず、溶解処分や古紙として分別し、リサイクルに努める。</li> <li>・市主催の行事では、出来る限り使い捨て容器等は使用しない。</li> <li>・事務用品を大切に使い、修理などにより長期使用に努める。</li> <li>・物品購入時に過剰包装にならないよう業者に働きかけ、包装は納入業者に引き取らせる。</li> <li>・会議ではペットボトルや紙コップでお茶を出さないようにする。</li> <li>・可燃ごみに含まれる廃プラスチック量を削減するため、啓発グッズ等を製作する場合はプラスチックを使用したグッズを製作しないようにする。</li> </ul>
--	---

## ④ 水道使用量の削減

<b>水道使用量の削減</b>	
	《職員共通の取組》

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食器洗い、湯沸しでの節水に努める。</li> <li>・常に節水を心がけ、トイレ、手洗い、花壇への散水、洗車等は必要最低限の水で行う。</li> </ul>
	<p>《施設管理者等の取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水道メーターを確認することにより、配水管からの漏水の早期発見に努める。</li> </ul>

⑤ グリーン購入の推進

<b>再生品・再生材使用物品の優先購入・使用</b>	
	<p>《職員共通の取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コピー用紙等は、「蒲郡市環境物品調達方針」に適合するもので、出来る限り白色度の低い再生紙を使用する。</li> <li>・印刷物を外注する場合は、すべて再生紙を指定することとし、出来る限り古紙配合率が高い再生紙を使用する。</li> <li>・コピー機やプリンターのインクカートリッジは、再生品を使用する。</li> <li>・再生材を用いた事務用品等を率先して使用する。</li> <li>・事務用品はエコマーク、グリーンマーク商品を優先購入する。</li> <li>・詰め替え可能製品を使用し、使い捨て製品等の購入を極力控える。</li> </ul>

## 5 公共施設整備等に関する取組

### ① 公共施設の省エネ改修

公共施設を改修する際には、省エネルギー設計、雨水・処理水の有効活用を考  
えるなど、温室効果ガス削減に資する最新技術の導入に努めていきます。

また、公共事業においても事業の計画、設計、施工及び管理の各段階において、  
環境配慮を行っていくとともに、温室効果ガスの排出の少ない工事に努めていき  
ます。

### ② 省エネ・再エネ設備の積極的導入

建物の電気設備や空調機器等の省エネ化を図るため、リース事業等の活用を  
検討し、エネルギー消費効率の高い空調設備や、消費電力の少ないLED照明  
を導入します。

また、自然の力により創られるエネルギーを地域資源として捉え、再生可能エ  
ネルギー（太陽光発電）設備を積極的に導入します。

### ③ 環境への負担の少ない電力調達の推進

公共施設で使用する電力の調達については、その電源が太陽光発電や風力発電  
等、温室効果ガス排出量の少ない方法で発電された、再生可能エネルギー由来の  
電力を販売する電気事業者から調達するよう努めます。

### ④ 温室効果ガスの吸収源の保全

温室効果ガス吸収源となる緑地の管理・保全に努めるとともに、都市緑化を進  
めてまいります。また、公共施設内では、樹木や草木を栽培し緑化に努めるとと  
もに、緑のカーテン設置などに取り組んでいきます。

### ⑤ 公用車の次世代自動車への更新

公用車の購入や更新の際には、電気自動車等の次世代自動車を積極的に導入  
します。

# 1

## 計画の基本的事項

### (1) 計画改訂の背景

本市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律\*」（以下「温対法」という。）に基づき、本市の事務及び事業から排出される温室効果ガス\*を削減するため、2000（平成 12）年3月に「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、京都議定書\*の目標に鑑みて削減目標を定めました。

2019（平成 31）年4月には、温室効果ガスの削減ビジョンを全庁が共有し、ビジョン達成に向けて組織的かつ具体的に取り組んでいくため「第5次蒲郡市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下「前計画」という。）を策定し、温室効果ガスの削減に取り組んできました。

前計画の計画期間中に、地球温暖化\*に対する国や県などの政策は大きく変化しており、2050年カーボンニュートラルへの対応や気候変動への適応に向けた新たな政策を打ち出しています。本市においても、2021（令和 3）年3月2日の市議会3月定例会において、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにするまち「ゼロカーボンシティ」の実現に向け、市民の皆様と一体となって取り組むことを宣言し、これまでの地球温暖化対策を強化し、カーボンニュートラルを推進すること、市の事務事業において市民や事業者の模範となるように率先して地球温暖化対策に取り組むことを明らかにしました。

このような背景を踏まえ、改訂された国の地球温暖化対策計画\*や、蒲郡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）と整合を図り、新たな削減目標や施策を定め、更なる温室効果ガスの削減の取組を推進するために本計画を改訂するものです。

### (2) 計画の目的

「蒲郡市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下「実行計画（事務事業編）」という。）は、温対法に基づき、本市の事務及び事業から排出される温室効果ガスを削減するための計画です。

### (3) 計画の対象範囲

「実行計画（事務事業編）」は、本市のすべての事務事業を対象とします。

対象範囲とする組織や施設（指定管理施設を含む。）は、市の所管するすべての組織、施設とします。

## (4) 計画の対象とする温室効果ガス

「実行計画（事務事業編）」で削減対象とする温室効果ガスは、温対法第2条第3項において7種類ありますが、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六ふっ化硫黄（SF<sub>6</sub>）、三ふっ化窒素（NF<sub>3</sub>）については、事務事業に伴う排出がないため、計画の算定対象外とします。

対象とする 温室効果ガス	<ul style="list-style-type: none"><li>① 二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）燃料の燃焼、電気の使用等に伴い発生する。</li><li>② メタン（CH<sub>4</sub>）燃料の燃焼、自動車の走行、下水処理等に伴い発生する。</li><li>③ 一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）燃料の燃焼、自動車の走行等に伴い発生する。</li><li>④ ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）カーエアコンの使用時等に発生する。</li></ul>
-----------------	--

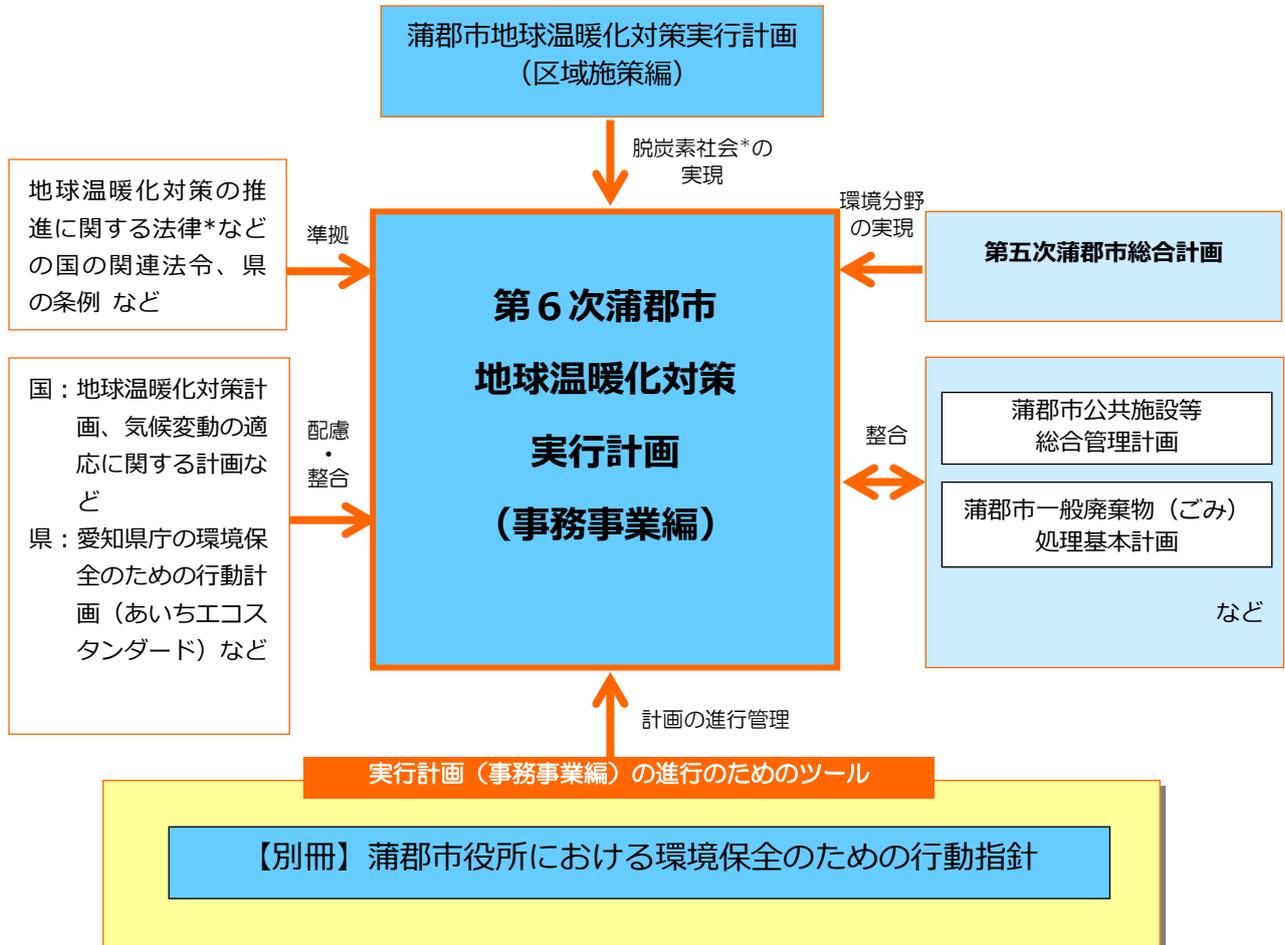
## (5) 計画の期間

「実行計画（事務事業編）」の計画期間は、2024（令和6）年度から2028年度（令和10）年度までの5年間とします。

ただし、地球温暖化対策に関する社会経済情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行います。

## (6) 上位計画や関連計画との位置付け

「実行計画（事務事業編）」は、「温対法」に基づき策定したものであり、市の事務事業における脱炭素に係る施策等を具体化するための計画です。



## 2

# 事務事業における温室効果ガスの排出状況

### (1) 基準年度

国の地球温暖化対策計画と整合を図り、基準年度は2013（平成25）年度とします。

### (2) 温室効果ガス排出量の算定方法

ガス種類別の温室効果ガス排出量は、該当する活動区分について、温対法施行令第3条に基づき、原則として「活動量」に「排出係数」を乗じて算定します。

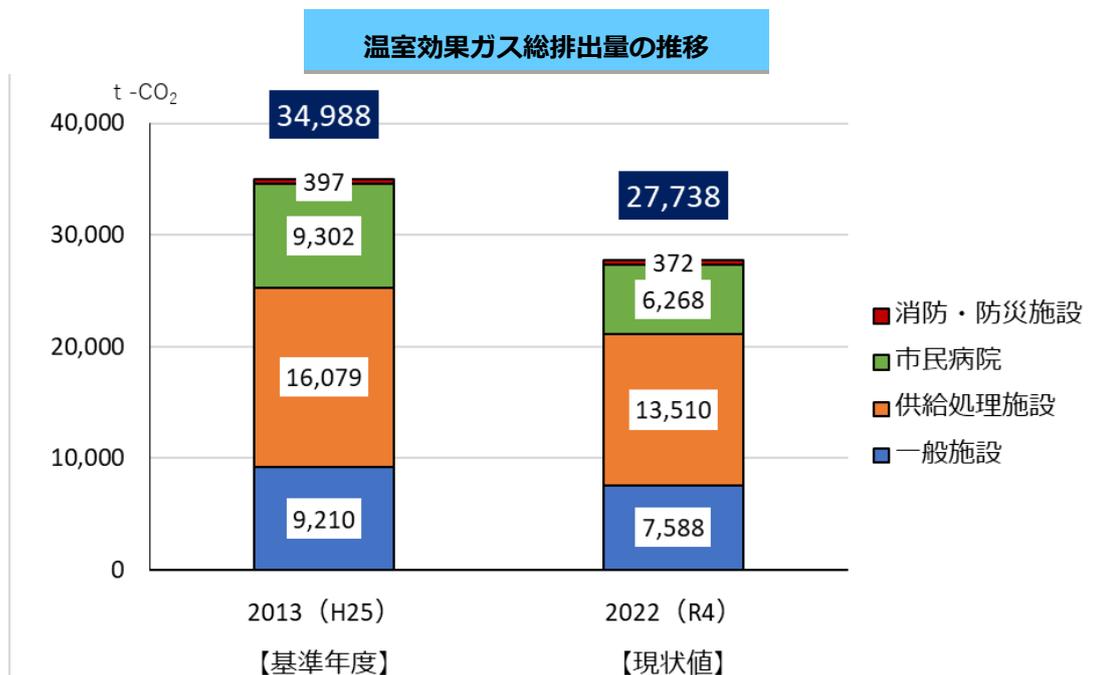
また、温室効果ガス総排出量は、上記で得られた排出量に「地球温暖化係数」を乗じて算定します。

なお、前計画までは、燃料使用量の削減状況を継続的に把握するため電力排出係数を電気事業連合会の目標値 0.37 t-CO<sub>2</sub> を固定値として算定していましたが、近年の再生可能エネルギーの普及に伴い、再エネ電力メニューの契約なども増えつつあることから、より実態に即した排出量把握のため、契約している電力会社の基礎排出係数を用いて算定するものとします。そのため、前計画までの排出量とは数値が異なります。

### (3) 温室効果ガス総排出量の推移

市の事務事業から排出される基準年度2013（平成25）年度の温室効果ガス総排出量は34,988 t-CO<sub>2</sub>、2022（令和4年）度は27,738 t-CO<sub>2</sub>となっており、基準年度比で20.7%の減少となっています。

2022（令和4）年度における施設種別では、供給処理施設（廃棄物処理施設、上下水道施設等）からの排出量が全体の48.7%を占めています。



#### (4) 2022（令和4）年度【現状値】における温室効果ガス排出量

市の事務事業から排出される 2022（令和4）年度の温室効果ガス総排出量は、27,738 t-CO<sub>2</sub>です。温室効果ガス種別では、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）が総排出量の 95.6%を占めています。

部局別では、クリーンセンターを所管している市民生活部からの排出量が最も多く 11,684 t-CO<sub>2</sub>、全体の 42.1%を占めており、次いで市民病院 6,268 t-CO<sub>2</sub>、22.6%などとなっています。

また、施設類型別では、供給処理施設からの排出量が最も多く 13,510 t-CO<sub>2</sub>、全体の 48.7%を占めており、次いで医療施設 6,268 t-CO<sub>2</sub>、22.6%などとなっています。

##### 部局別温室効果ガス総排出量

部局		温室効果ガス排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	構成比 (%)
市長部局	危機管理課	0	0.0%
	企画部	2	0.0%
	総務部	499	1.8%
	市民生活部	11,684	42.1%
	健康福祉部	899	3.2%
	産業振興部	308	1.1%
	建設部	39	0.1%
	都市開発部	76	0.3%
	市民病院	6,268	22.6%
	上下水道部	2,015	7.3%
	ポートレース事業部	ポートレース事業部	2,281
消防本部	消防本部	372	1.3%
議会事務局	議会事務局	1	0.0%
教育委員会	教育委員会	3,293	11.9%
合計		27,738	100.0%

##### 施設類型別温室効果ガス総排出量

施設類型	温室効果ガス排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	構成比 (%)
行政系施設	948	3.4%
供給処理施設	13,510	48.7%
子育て支援施設	329	1.2%
保健・福祉施設	655	2.4%
学校教育系施設	2,478	8.9%
観光施設	0	0.0%
公園・広場	12	0.0%
その他施設	2,281	8.2%
医療施設	6,268	22.6%
消防・防災施設	372	1.3%
市民文化系施設	668	2.4%
スポーツ・レクリエーション系施設	217	0.8%
合計	27,738	100.0%

※ 小数点以下の四捨五入の関係により、合計の項目の値と各項目の合計値が一致しない項目があります。

# 3

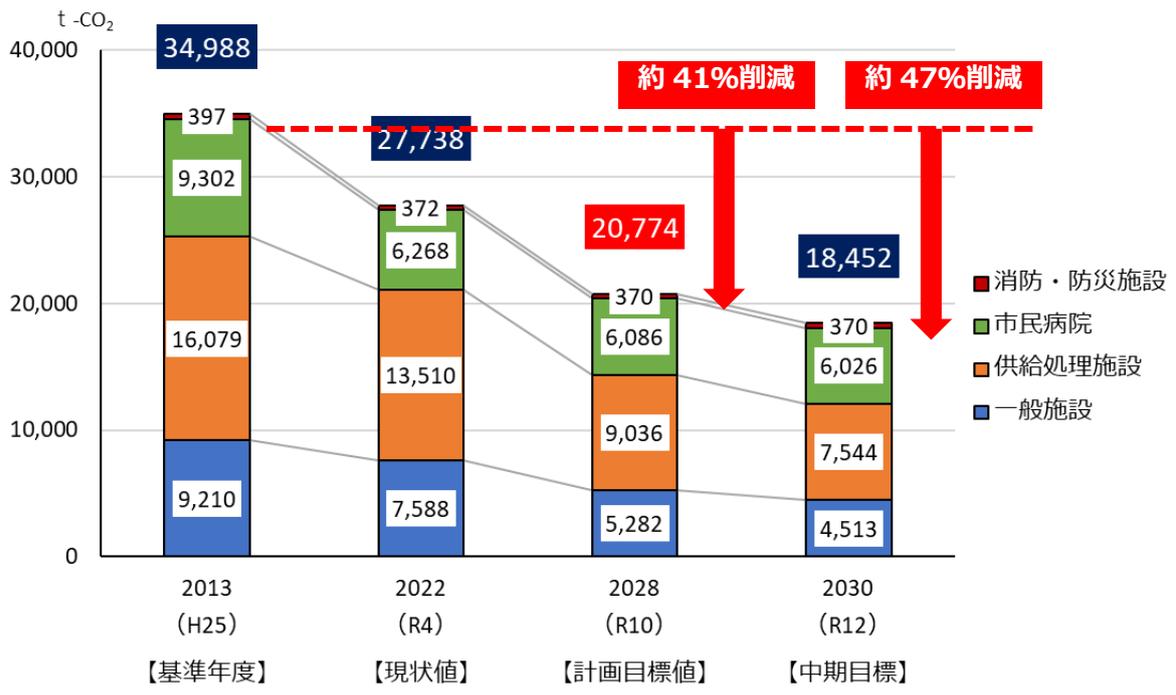
## 温室効果ガス総排出量の削減目標

### (1) 「実行計画（事務事業編）」の削減目標

「実行計画（事務事業編）」の計画目標年度 2028 年度（令和 10 年度）までの温室効果ガス総排出量の削減目標は、以下のとおりとします。

市の事務事業からの総排出量を  
2028（令和 10）年度までに、2013（平成 25）年度比で  
約 41%削減

温室効果ガス総排出量の削減目標



## 温室効果ガス総排出量の削減目標の設定について

本計画では、本市の全ての事務事業を対象としています。

ただし、市民の日常生活の維持に必要不可欠な廃棄物処理施設、消防施設、医療施設、上下水道施設等から排出される温室効果ガスは、ごみ処理量や水道使用量等の市民生活や経済活動に応じて排出量も増減するなど、温室効果ガス削減に向けた市の取り組みのみの効果を直接的に評価することが難しい事務事業です。

そのため、削減目標の設定に当たっては、「一般施設からの総排出量」と「事業系施設からの総排出量」に区分しました。

「一般施設からの総排出量」の削減については、国の「政府実行計画」の削減目標に準拠し 2030（令和 12）年度において、2013（平成 25）年度比で、51%削減と設定しました。

また、「事業系施設からの総排出量」の削減については、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネ法）の中期的努力目標を準用し、2022（令和 4）年度を基準に、対前年比で年 1%ずつ温室効果ガス排出量の削減を目指すものとし、ます。ただし、供給処理施設のうち一般廃棄物の廃プラスチック類の焼却に伴う排出量については、令和 6 年度中の蒲郡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改訂を見据え、2030（令和 12）年度までに 2013（平成 25）年度で約 58%削減と設定しました。

単位：t-CO<sub>2</sub>

項目	2013 年度 (平成 25) 【基準年度】	2028 年度 (令和 10) 【計画目標】	2030 年度 (令和 12) 【中期目標】
一般施設	9,210	5,282 42.7%	4,513 51.0%
供給処理施設	16,079	9,036 43.8%	7,544 53.1%
市民病院	9,302	6,086 34.6%	6,026 35.2%
消防防災施設	397	370 6.7%	370 6.8%
合計（総排出量）	34,988	20,774 40.6%	18,452 47.3%

※ 小数点以下の四捨五入の関係により、総排出量と項目の合計値が一致しない年度があります。

## (2) 関連する持続可能な開発目標 (SDGs\*)

「実行計画（事務事業編）」の実施が本市の社会・経済など、複数の異なる課題の解決と相互に関連していることを示すため、以下に関連する SDGs を標記します。

標記した SDGs は、本計画の推進によって達成されるゴールであると同時に、「実行計画（事務事業編）」をはじめとする本市の各種計画の推進によって達成されるゴールでもあることを認識しながら、施策の展開を図っていくものとします。



# 4

## 削減目標達成に向けた取組

### (1) 削減目標達成に向けた5つの取組宣言

「実行計画（事務事業編）」の温室効果ガス総排出量の削減目標を達成するため、私たち蒲郡市職員は、以下の取組を実行することを宣言します。

**職員全員がデコ活<sup>※</sup>を実践します。**

職員全員が高い意識を持ち、職務を遂行するには常に環境に配慮した賢い選択を心掛け、事務事業の省エネ<sup>\*</sup>に努めます。

#### ● 職員のデコ活の取組

項目	取組内容の例
空調	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空調設定温度・湿度の適正化</li> <li>・使用されていない部屋の空調停止</li> </ul>
照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・照明を利用していない場所の消灯</li> <li>・照明を利用していない時間帯の消灯</li> </ul>
OA 機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・OA 機器の休日、夜間の通電停止</li> </ul>
エレベーター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2 UP 3 DOWN<sup>*</sup>運動の実施</li> </ul>
公用車	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エコドライブ<sup>*</sup>の実施</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エコ通勤の実施</li> <li>・テレワークの実施</li> <li>・クールビズ・ウォームビズの実施</li> <li>・電子ファイルの利用による紙の使用抑制</li> <li>・紙を印刷する際には両面印刷、集約印刷の徹底</li> </ul>

**設置されている設備機器を効率よく運用します。**

施設を管理する所管課等は、保有の設備機器について定期的な保守・管理を実行するとともに、効率良く使用することで消費エネルギーの削減に努めます。

#### ● 設備機器の保守・管理の取組

項目	取組内容の例
熱源	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冷却水の水质管理</li> <li>・冷却塔充てん剤の補充</li> <li>・冷却塔熱交換器のスケール除去</li> </ul>
空調	<ul style="list-style-type: none"> <li>・温湿度センサー、コイルやフィルター等の清掃</li> <li>・冷媒（特にフロン類）等の漏えい点検、充填</li> </ul>
照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・照明器具等の清掃</li> <li>・照明器具の定期的な保守及び点検</li> </ul>

## ● 設備機器の運用改善の取組

項目	取組内容の例
熱源	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冷温水出口温度の適正化</li> <li>・熱源機の停止時間の電源遮断</li> </ul>
空調	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空調機設備・熱源機の起動時刻の適正化</li> <li>・空調設定温度・湿度の適正化</li> <li>・全熱交換器*の活用</li> </ul>
給湯等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給湯温度の適正化</li> </ul>
照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・点灯時間の適正化</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排出係数の低い電気事業者との受電契約</li> <li>・省エネ診断*やCO<sub>2</sub>削減診断等の受診による運用改善</li> <li>・エコチューニング*事業の活用による運用改善</li> </ul>

施設・設備を更新する際は、省エネ性能の高いものを選択します。

公共施設の新築・改築・改修を行う際は、改正された「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）」に基づく建築物の省エネ基準への適合義務などをふまえ、ZEB\*化に向けた検討を行うほか、環境に配慮した設計や資材、エネルギー効率に優れた空調設備や照明設備等の導入・更新を図り、より高い省エネ性能を有する公共施設の建設・工事に努め、建物自体の脱炭素化を図ります。

設備の更新時には、エネルギー使用量や設備投資によるイニシャルコスト・ランニングコストを比較し、環境省のLD-Tech\*認証制度により認定された設備機器を導入するなど、温室効果ガスの総排出量削減につながる効率的な設備機器等の優先的な導入に努め、エネルギー消費性能の向上を図ります。

また、蒲郡市公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の利用状況や老朽度を把握しながら、維持管理・更新・新設などのあり方について、全体最適化の観点から効果的かつ効率的な管理・運営を実施していきます。

## ● 施設・設備機器の更新の取組

項目	取組内容の例
熱源	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務用コージェネレーション*など、エネルギー消費効率の高い熱源機への更新</li> <li>・ポンプ台数制御システムの導入の検討</li> </ul>
空調	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空調対象範囲の細分化</li> <li>・エネルギー消費効率の高い空調機設備への更新</li> <li>・スケジュール運転・断続運転制御システムの導入の検討</li> </ul>
受変電	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギー損失の少ない変圧器への更新</li> <li>・デマンド制御の導入の検討（ピーク電力の削減）</li> </ul>
照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・照明対象範囲の細分化</li> <li>・LED照明など高効率照明への更新</li> </ul>
建物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高断熱ガラス・二重サッシの導入の検討</li> <li>・屋上緑化*、壁面緑化*の推進</li> <li>・全体最適化の観点から効果的かつ効率的な管理・運営の実施</li> <li>・新築施設のZEB*化を検討</li> </ul>

項目	取組内容の例
公用車	・ 公用車の電気自動車、燃料電池自動車等の次世代自動車の導入
再生可能エネルギー*	・ 太陽光パネルの導入 ・ 太陽熱、小水力、地中熱等の活用の検討

物品等を調達する際は、環境に配慮したものを選択します。

物品や役務を調達する際には、国の調達方針やグリーン購入\*ガイドラインに適合した物品、電力、ZEV(ゼロ・エミッション・ヴィークル)\*等の優先的な導入に努めます。

再生可能エネルギー\*の導入を推進します。

公共施設には、自然環境や生活環境への影響に配慮しながら、太陽光発電\*等の再生可能エネルギーを導入します。また、再生可能エネルギーや、コージェネレーションシステム、電気自動車（EV）、蓄電池等を活用した、災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの構築を検討します。

## (2) 具体的な個別の行動内容

具体的な個別の行動内容は、別冊「蒲都市役所における環境保全のための行動指針」により取り組んでまいります。

## (3) 事務局の取組

事務局は、削減目標やその取組の進行管理を行い、各部署・施設が円滑、かつ確実に地球温暖化対策を推進できるように支援します。

### ● 事務局の取組

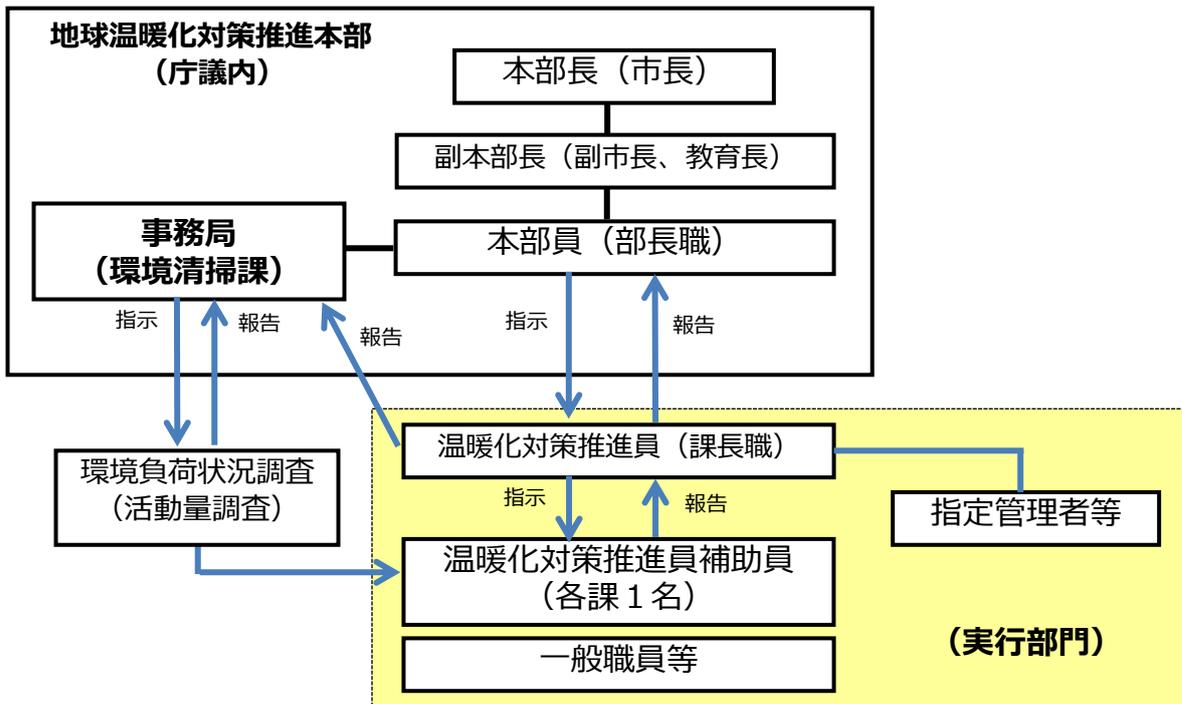
項目	取組内容の例
意識啓発・高揚	・ 「実行計画（事務事業編）」等の周知徹底 ・ 職員の地球温暖化対策への意識の啓発及び高揚
情報収集 情報提供	・ 設備機器の導入や運用改善等に関する各種補助事業等に関する情報収集及び情報提供 ・ 省エネ診断や CO <sub>2</sub> 削減診断等に関する情報収集及び情報提供 ・ リース事業やエコチューニング等に関する情報収集及び情報提供
進行管理	・ 各施設等のエネルギーデータに基づいて温室効果ガス排出量の算定、各種報告 ・ 各施設の地球温暖化対策に関する取組の支援
情報公開	・ 毎年度、取組結果を集計し、目標の達成状況を公表

# 5

## 計画の推進

### (1) 推進体制

「実行計画（事務事業編）」は、次の体制で実施します。



「本部長」である市長、副本部長である副市長、教育長のもと、「地球温暖化対策推進本部（庁議内。以下「本部」とします。）」をもって取組を推進していきます。

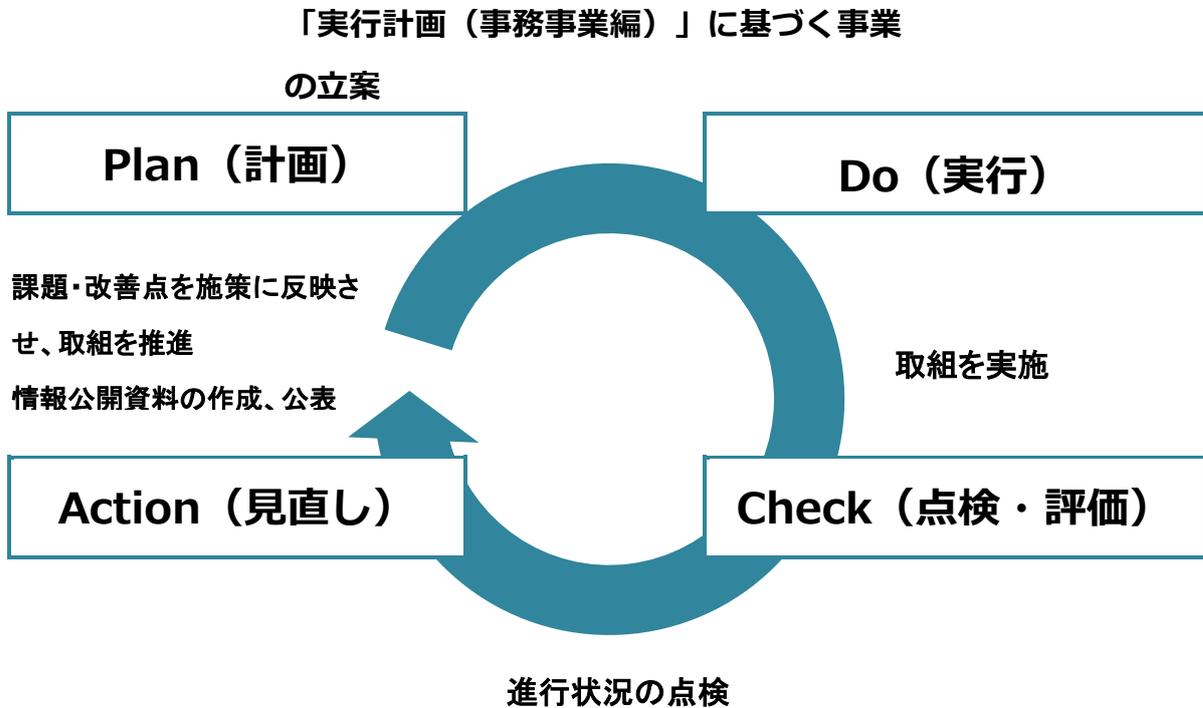
本部は、庁内の横断的な地球温暖化対策の取組や施策の調整と進行管理を行い、施策の実行部門である温暖化対策推進員に取組を指示します。これに対し温暖化対策推進員が取組を本部に報告します。「本部長」はそれらの結果を総括し、更なる取組へとつなげていきます。

温暖化対策推進員は各課長（公所）長とし、本計画に係る措置に自ら積極的に取り組むとともに、所属職員を指導し、対策を推進していきます。合わせて、温室効果ガス排出量に係る各課（公所）における活動量の報告に係る事務を補佐する温暖化対策推進員補助員を選任し、各課（公所）の活動量を事務局に報告します。

また、事務局は、各課（公所）の温室効果ガス総排出量や取組結果をとりまとめ、年度の実績結果を公表していきます。

## (2) 進行管理

「実行計画（事務事業編）」を着実に推進し、実効性のあるものとするため、次のとおり、PDCA サイクルによる計画の進行管理を行います。



Check（点検・評価）においては、年度ごとに各課、各施設から提出されるエネルギー使用量のデータに基づき、事務局（環境清掃課）が計画の進行状況等を点検・評価し、Action(見直し)で実績及び課題等と併せて公表します。さらに実績及び課題等の評価をふまえた改善案を次の Plan（計画策定）へ盛り込み、継続的に改善を図ることで、温室効果ガス総排出量の削減目標の実現に努めます。

## (3) 公表

「実行計画（事務事業編）」の毎年度の取組状況は、市のホームページ等で公表します。

## 參考資料

●削減目標達成に向けた 2022（令和 4）年度【現状値】  
からの削減量の目安

取組	t -CO <sub>2</sub>	
	計画目標年度 2028（令和 10）年度 までの削減量	中期目標 2030（令和 12）年度 までの削減量
デコ活の実践 設備・機器の運用改善の推進	895	1,193
設備・機器の更新の推進	1,073	1,431
電力調達見直し 電力排出係数改善	2,617	3,490
再生可能エネルギー設備導入	204	272
一般廃棄物焼却処理量の削減	2,175	2,900
削減量合計	6,965	9,286

※小数点以下の四捨五入の関係により、各項目の合計値が一致しない年度があります。

## ●用語解説

### 【あ行】

本文中に\*印がある用語について解説しています。

#### エコチューニング

業務用等の建築物から排出される温室効果ガスを削減するため、建築物の快適性や生産性を確保しつつ、設備機器・システムの適切な運用改善等を行うこと。

エコチューニングにおける運用改善とは、エネルギーの使用状況等を詳細に分析し、軽微な投資で可能となる削減対策も含め、設備機器・システムを適切に運用することにより温室効果ガスの排出削減等を行うことをいう。

#### エコドライブ

省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術のこと。

例えば、アイドリングストップ、経済速度の遵守、急発進・急加速・急ブレーキを控える、適正なタイヤ空気圧の点検などがある。

#### 屋上緑化・壁面緑化

ヒートアイランド現象の対策。建築物の断熱性、景観の向上などを目的として、屋根や屋上に植物を植え緑化すること。同様に、建物の外壁を緑化することを「壁面緑化」といい、つる性の植物を植栽し、窓を覆うように繁殖させることを「グリーンカーテン」と呼ぶ。

#### 温室効果ガス

大気中の二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を温める働きがある。これらのガスを温室効果ガスといい、地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFC<sub>s</sub>）、パーフルオロカーボン類（PFC<sub>s</sub>）、六ふっ化硫黄（SF<sub>6</sub>）、三ふっ化窒素（NF<sub>3</sub>）の7種類としている。

### 【か行】

#### 京都議定書

平成9年12月に京都で開催された「気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）」において採択された議定書。平成17年2月に発効した。先進各国の温室効果ガスの排出量について法的拘束力のある数値目標が決定されるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなどの新たな仕組みが合意された。

#### グリーン購入

商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境に与える影響ができるだけ小さいものを選んで優先的に購入すること。平成13年には国等によるグリーン調達を定める、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）が制定されている。

#### コージェネレーション

熱電供給システムともいう。ガスタービンやディーゼルエンジンで発電する一方、その排出ガスの排熱を利用して給湯・空調などの熱需要をまかなうエネルギーの効率的運用システムのこと。

### 【さ行】

#### 再生可能エネルギー

エネルギー源として永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。

## 省エネ（省エネルギー）

エネルギーを消費していく段階で、無駄なく・効率的に利用し、エネルギー消費量を節約すること。

## 省エネ診断

事業所等に省エネの専門家が訪問し、エネルギーの使用状況を診断し、省エネに関する提案や技術的な指導を行うもの。

## 全熱交換器

換気の際に、冷暖房により調整された温度・湿度をあまり損なうことなく、外気と交換することができる装置

## 【た行】

## 太陽光発電

シリコン、ヒ素ガリウム、硫化カドミウム等の半導体に光を照射することにより電力が生じる性質を利用して、太陽光によって発電を行う方法のこと。

## 脱炭素社会

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、排出量が「実質ゼロ」を目指す社会のこと。

## 地球温暖化

人間の活動の拡大により二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地球表面の温度が上昇すること。

## 地球温暖化対策計画

地球温暖化対策の推進に関する法律第8条に基づき、総合的かつ計画的に地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガスの排出抑制・吸収の目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する具体的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等について国が定める計画

## 地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）

京都で開催された「国連気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）」での京都議定書の採択を受け、日本の地球温暖化対策の第一歩として、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律

## デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）

「デコ活」とは、2050年カーボンニュートラル及び2030年度CO<sub>2</sub>削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするための新しい国民運動のことで、「デコ活」の「デコ」は、英語の脱炭素「デカーボナイズーション」と「エコ」を組み合わせた造語で、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）を減らす環境に良い活動という意味が込められている。

生活がより豊かに、より自分らしく快適・健康で、そして2030年温室効果ガス削減目標も同時に達成する、新しい暮らしを提案している。

## 【英数】

### LD-Tech

エネルギー消費量削減、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出量削減のための先導的な要素技術、または、それらが適用された設備、機器等のうち、エネルギー起源CO<sub>2</sub>の排出削減に最大の効果をもたらすもの。

### SDGs

「Sustainable Development Goals」の略称で、2015年9月の国連サミットで採択された、先進国も取り組む2016年から2030年までの国際目標のこと。

持続可能な世界を実現するための包括的な17のゴール、目標を定めており、その実施指針では地方自治体の計画等の策定、改訂時にはSDGsの要素を最大限反映することが奨励されており、本計画ではその17の目標のうち、関連する7つの目標を示している。

### ZEB

Net Zero Energy Buildingの略称であり、ビルの断熱性・省エネ性能を上げるとともに、太陽光発電などでエネルギーを創ることにより、消費エネルギーの収支がプラスマイナス「ゼロ」となることを目指したビルのこと。

ZEBの判断基準により『ZEB』、『Nearly ZEB』、『ZEB Ready』、『ZEB Oriented』の4段階に区分されている。

### ZEV

Zero Emission Vehicle（ゼロ・エミッション・ヴィーグル）の略。走行時に二酸化炭素等の排出ガスを出さない電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）のこと。

### 2UP3DOWN

エレベーターを利用する際に、2階上がったたり（=2UP）3階下りたり（=3DOWN）する程度であれば、エレベーターでなく階段を利用する省エネルギーの方法

## エ 蒲郡市環境物品調達方針

### 第1 目的

本方針は、環境物品の調達を総合的かつ計画的に推進することにより、蒲郡市が行う全ての事務・事業に伴い生じる環境への負荷を削減し、持続的発展が可能な社会の構築を図ることを目的とする。

### 第2 定義

この方針において「環境物品」とは、環境への負荷の低減に資する原材料又は製品を利用し、使用に伴い排出される温室効果ガス等による環境への負荷が少なく、使用後にその全部又は一部の再使用又は再生利用がしやすいことにより廃棄物の発生を抑制することができることその他の事由により、環境への負荷の低減に資する物品をいう。

### 第3 配慮事項

環境物品の調達に当たって配慮されるべき事項は、次の各号のとおりとする。

- (1) 生態系や人の健康に害悪を与えるおそれのある物質を使用しない、又は使用量を削減していること。
- (2) 少ない資源やエネルギーで製造され、又、使用中の資源エネルギー消費量が少ないこと。
- (3) 修理や部品交換が容易で、長期間保守や修理を必要としないこと。
- (4) そのままの形状で同じ用途に繰り返し使用できるよう設計され、又、容易に利用できる回収・リサイクルシステムがある物品であること。
- (5) リサイクルしやすい素材を使っている、又は素材毎に分離・分解・分別が容易な設計がされていること。
- (6) 再生された素材や再使用された部品を多く利用していること。

### 第4 判断の基準等

- (1) 環境物品の調達に努める品目及びその判断基準は別表のとおりとする。
  - (2) 契約検査課長及び環境清掃課長は、環境物品の調達の推進に必要な情報を収集し、各課への情報提供に努めるものとする。
  - (3) 環境保全推進員は、所属職員に対し、前各号による情報の周知を図るものとする。
- 2 契約検査課長及び環境清掃課長は、別表に定める品目及び判断基準に関し、必要に応じ改めるものとする。

### 第5 実践状況の把握

環境保全推進員は、環境物品の調達の取組状況を把握するとともに、環境清掃課長等が実践状況の報告を求めたときは速やかに回答するものとする。

附 則

平成13年5月2日 施行

令和4年2月21日 改定

別表 環境物品の調達に努める品目別の判断基準

分類	品目	判断の基準
紙類	コピー用紙 フォーム用紙	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ コピー用紙は、古紙配合率 100%かつ白色度 70%程度以下であること。</li> <li>○ フォーム用紙は、古紙配合率 70%以上かつ白色度 70%程度以下であること。</li> <li>○ 表面塗工の度合いが少ないこと。</li> <li>○ リサイクルしにくい加工がないこと。</li> </ul>
	印刷用紙	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 古紙配合率 70%以上であること。</li> <li>○ 非塗工印刷用紙は、白色度 70%程度以下であること。</li> <li>○ 表面塗工の度合いが少ないこと。</li> <li>○ リサイクルしにくい加工がないこと。</li> </ul>
	トイレットペーパー	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 古紙配合率 100%であること。</li> <li>○ 白色度が低いこと。</li> <li>○ 芯なしタイプであること。</li> <li>○ シングル巻きであること。</li> </ul>
	納入印刷物	○印刷用紙に係る判断の基準を満たす印刷用紙を使用すること。
文具類（共通）		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ プラスチック素材には、再生プラスチックが使用されていること。</li> <li>○ 木質素材には、間伐材などの木材が使用されていること。</li> <li>○ 紙素材の古紙配合率は 50%以上であること。</li> <li>○ 再使用、再生利用又は適正廃棄が容易なように分離・分別の工夫がなされていること。</li> <li>○ 消耗品が交換・補充できること。</li> <li>○ リサイクルしにくい加工がないこと。</li> </ul>
事務用品類	机 いす 棚 収納用什器 ローパーティション 掲示板 黒板 ホワイトボード	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 金属を除く主要材料が、次のいずれかの要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラスチック素材には、再生プラスチックがプラスチック重量の 10%以上使用されている。</li> <li>・木質素材には、間伐材などの木材が使用されている。また、材料からのホルムアルデヒドの放出量は 1.5mg/l以下である。</li> <li>・紙素材の古紙配合率は 50%以上である。</li> </ul> </li> <li>○ リサイクル設計がなされていること。</li> </ul>
OA 機器	コンピュータ ディスプレイ プリンタ プリンタ/FAX 兼用機、FAX 複写機 スキャナ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国際エネルギースターマーク付きであること。</li> <li>○ リサイクル設計がなされていること。</li> <li>○ トナーカートリッジは回収・リサイクルされること。</li> </ul>
家電製品	エアコン 電気冷蔵庫 電気冷凍庫 テレビ受像機	○省エネルギー制度における「省エネ基準達成率」の表示が 100%以上の製品であること。
照明	LED 照明器具	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 定格寿命は 30,000 時間以上であること。</li> <li>○ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。</li> <li>○ 省エネルギー制度における「省エネ基準達成率」の表示が 100%以上のものであること。</li> </ul>
	LED 照明器具 (電球形状のランプ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 定格寿命は 40,000 時間以上であること。ただし、ビーム開きが 90 度未満の反射系タイプの場合は、30,000 時間以上であること。</li> <li>○ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。</li> <li>○ 省エネルギー制度における「省エネ基準達成率」の表示が 100%以上のものであること。</li> </ul>
繊維製品	制服 作業服 作業用手袋 カーテン カーペット 毛布	○ 再生 PET 樹脂(PET ボトル、繊維製品などを原材料として再生利用するもの)から得られるポリエステルが、製品全体重量比で 10%以上使用されていること。

自動車	<p>○ 次のいずれかであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次世代自動車（電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池自動車、水素自動車、天然ガス自動車及びクリーンディーゼル車）</li> <li>・低燃費車（「低排出ガス車認定実施要領（平成 12 年 3 月 13 日運輸省告示第 103 号）」の基準に適合し、かつ、「乗用自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成 11 年 3 月 31 日通商産業省・運輸省告示第 2 号）」又は「貨物自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成 11 年 3 月 31 日通商産業省・運輸省告示第 3 号）」を満たす自動車）</li> </ul>		
設備	太陽光発電システム 太陽熱利用システム	<p>○ 太陽光発電システム 商用電源の代替として太陽電池モジュールを使用した太陽光発電システムであること。</p> <p>○ 太陽熱利用システム 給湯用・冷暖房用の熱エネルギーとして太陽エネルギーを利用したシステムであること。</p>	
公共工事	資材	再生木質ボード タイル 混合セメント コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊リサイクル資材 小径丸太材	○ 「環境物品等の調達に関する基本方針（平成 13 年環境省告示第 11 号）」に沿ったものであること。
	建設機械		

## (2) 連携行動

### ア 蒲郡市環境対策協議会会則

(名 称)

第1条 この会は、蒲郡市環境対策協議会（以下「会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 会の事務所は、蒲郡市クリーンセンター内に置く。

(目 的)

第3条 会は、本市の環境の保全に関する事項を調査、協議し、環境の保全に関する施策の円滑な推進を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 環境の保全に関する施策の推進及び関係行政機関、団体との連絡調整を図ること。
- (2) 環境の保全に関する意識の啓発に関すること。
- (3) その他目的達成に必要なこと。

(組 織)

第5条 会は、20人以内の委員をもって組織し、関係官公署、公共的団体の代表者及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第7条 会に会長及び副会長をおき、会長は市副市長、副会長は委員の中から会長が指名する者をもって充てる。

2 会長は会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(参 与)

第8条 会に参与をおくことができる。

(幹 事)

第9条 会に幹事をおく。

2 幹事は、関係官公署の職員及び公共的団体の職員のうちから会長が委嘱し、幹事長は環境清掃課長をもって充てる。

3 幹事長は会長の命を受け会の事務に従事する。

(会 議)

第10条 会議は必要の都度、会長が招集し会議の議長となる。

(庶 務)

第11条 会の庶務は、環境清掃課において処理する。

(その他)

第12条 この会則に定めるもののほか、会の運営について必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この会則は、昭和47年7月10日から施行する。

附 則

この会則は、昭和63年7月10日から施行する。

附 則

この会則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、改正前に委嘱した蒲郡市公害対策協議会の委員は、改正後の蒲郡市環境対策協議会の委員として委嘱されたものとみなす。

附 則

この会則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和3年4月1日から施行する。

## イ 蒲郡市海域環境浄化推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、蒲郡市海域環境浄化推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、三河湾の水質等の浄化のための諸施策を連携して行い、かつ、市民、事業者に対する啓発活動に積極的に取り組むことにより、美しく恵み多き三河湾を再生することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、その目的を達成するために次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 本市沿岸海域を含む三河湾の水質等の浄化のための諸施策の実施に関すること。
- (2) 本市沿岸海域の浄化推進のための意識の高揚及び実践活動の促進に関すること。
- (3) その他本市沿岸海域の環境浄化の推進に関すること。

(組織)

第4条 本協議会は、協議会の趣旨に賛同する関係機関及び団体（別表のとおり。）で構成し、会長は蒲郡市長をもってあてる。

(会議)

第5条 協議会は、必要の都度会長が招集し会議の議長となる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、環境清掃課に置く。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成11年10月7日から施行する。

附 則

この規約は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年4月14日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

## 別表

名 称
蒲郡市
国土交通省中部地方整備局三河港湾事務所
名古屋海上保安部三河海上保安署
愛知県東三河総局
愛知県東三河建設事務所
愛知県豊川保健所蒲郡支所
愛知県水産試験場
愛知県三河港務所
愛知県三河港工事事務所
三谷漁業協同組合
蒲郡漁業協同組合
蒲郡商工会議所
蒲郡青年会議所
蒲郡ライオンズクラブ
蒲郡マリンライオンズクラブ
蒲郡ロータリークラブ
蒲郡市観光協会
竹島水族館（指定管理者）
蒲郡市議会（経済委員会）